

京都大学	博士（人間・環境学）	氏名	久保 洋一
論文題目	19世紀後半イギリスの自治体共同墓地		
(論文内容の要旨)			
本博士学位申請論文は、19世紀後半のイギリスにおける公設墓地の、設置、運営をはじめ、管理主体となる地域の埋葬委員会の委員選出、墓地が遺体の収容能力をこえることが予想されたときの委員会の対応、また日曜日における埋葬の制限や禁止をめぐる地域社会の対立などの諸問題について、主として英国の地方新聞に掲載された記事を資料として、事実の掘りおこしと、実態の解明をめざした論文である。 公設墓地は、1850年代に制定された、それぞれ首都及び全国を対象とする二つの「埋葬法」によって、地域に設置された埋葬委員会が設立、管理運営をすることが認可された共同墓地である。法律では「独立して救貧業務を実施している団体」に対し設立が認められたため、教区や教区連合、市、市内の行政区（町区）など主体はさまざまで、申請者はそれらを総称して「自治体共同墓地」と呼ぶ。埋葬法は、伝統的な埋葬地であった教会墓地への埋葬を禁じたため、必要にせまられて19世紀後半には、きわめて多数の自治体墓地が設置された。申請者は「はじめに」において、19世紀における英国の墓地に関する研究をレビューし、自治体墓地のそれほどの普及と住民の日常との距離の近さに比して、研究史上あまりにとりあげられることが少なかったことを指摘する。 第1章「自治体共同墓地建設」は、19世紀後半の自治体墓地の設立に関する総論である。申請者は、19世紀に、墓地の建設やそのデザインに関する記事を掲載することが多かった雑誌 <i>The Builder</i> の関連記事を精査し、多くの共同墓地が国教徒用の聖別地、非国教徒用の非聖別地へと区分され、それぞれにチャペルが付属されていたことを明らかにする。聖別地と非聖別地との面積の配分についても、ほぼ等分とする公平の原則がつけられたことを論じる。 第2章「リヴァプール教区における自治体共同墓地の建設」は、ランカシャーの港湾都市リヴァプールの中心部、人口稠密な地域にあったリヴァプール教区が、市外に設置した共同墓地の建設過程で、特に聖別地・非聖別地の面積配分をめぐる、埋葬委員会において難航し、曲折のあった議論を、地元紙の報道をもとにたんねんに追い論証したものである。リヴァプールはアイルランドに近く、特にこの時期は、アイルランドにおける1840年代の大飢饉後の時代にあたったため多くの人口流入があり、イングランドで最も人口に占めるカトリック教徒の比率の高かった地域である。そのためカトリック教徒用の埋葬地も準備された。そのために紛糾が生じ、その結果共同墓地は、国教徒、非国教徒、カトリック教徒用の三埋葬地に区分されたが、そこにおいてさえ、国教徒用埋葬地と、非国教徒用・カトリック用埋葬地の合計が等しくなるような配慮がみられ、シメトリの原則が適用されていることを指摘している。 第3章「シェフィールド町区における埋葬委員会の選出」は、刃物製造を中心とした工業都市シェフィールド市内のシェフィールド町区の埋葬委員の選出にあたって、一旦挙手によって決定された委員の選出に対して異議が生じ、投票による選出で結果がくつがえった事件について、それがなぜ、またどのようにして起こりえたかを、やはり新聞記事を精査することによって明らかにしている。当該地区では、1862年に埋葬委員会が設立されたが委員間の対立のために機能しない状態がつづいた。そのために1870年代後半の再開にあたっては、委員候補者に宗派性の薄い人選が行なわれ一旦選出された。しかしその手続きに、国教会支持派による強い異議が示された。国教会支持派は、国教会			

体制の崩壊につながると危機感をあおり、議論は市長、市議会議員などをまきこんで埋葬委員会の外へ拡大された。国教会支持派は、保守党勢力の協力を取りつけることに成功し、選挙のやり直しにもこぎつけた。投票者数においては対立候補へ投票が多かったにもかかわらず、国教会支持者の擁立した候補が得票において勝ったのは、納税額に比例した複数投票制が地方自治の伝統にあり、投票という方法においてはこの原則を活用することができたからであるとして、イギリス型の「納税者による民主主義」の一例を、申請者はここに見出す。

第4章「ダービー市の自治体共同墓地における墓の利用」は、ミッドランド北部の工業都市ダービーにおける自治体墓地の運営と管理を論じている。ダービーでは7つの教区の連合によって1853年に埋葬委員会が組織され、55年に共同墓地が建設された。墓地は、条件によって1級から5級までの埋葬地に区別され、また墓はタイプによって、それぞれに1等、2等の差のある共同墓、指定墓、納体堂の3種があり、その組み合わせによる等級差があったことを述べる。その面積はそれぞれを選ぶ死者（の家族）の数と計画通りに一致せず、そのために墓地内の場所によって、墓地の遺体収容能力の限界に早々に達することが予想され、対策が要求された。埋葬委員会では、墓地の拡大、墓地への追加埋葬、等級の変更、幼児のための小さな墓地の新設などの案が提起された。これらの案の採用の可否をめぐる委員会における論議を、申請者は再現している。とりわけ児童用の墓地の創設は対策としては効果が期待でき、地域においてもまた中央の政府からも異論が少なく、実行に移されることになるが、それはまた「家族・子供」を尊重したヴィクトリア期の時代精神ともよく合致したと申請者は評価している。

第5章「1860年代のリヴァプール市の日曜埋葬問題」、第6章「1887年ダービー市の日曜埋葬問題」はいずれも、日曜日における死者の埋葬の禁止や制限をめぐる対立を論じている。制限が提唱されることになったきっかけは、リヴァプールにおいては、とりわけ下層市民の間で、日曜日の埋葬を選択する傾向がつよく、そのために日曜日を待って死体を自宅に安置する習慣があったことであった。死因が感染症であるケースで、狭小な住居で死体と同居することによって、その間に感染することが懸念された。一方、ダービーでは兵士の葬儀が日曜日に公開で行われたために、見物人が殺到し、そのために混乱と無秩序が発生した事件がきっかけであった。きっかけの如何に関わらず、日曜日の埋葬の執行を規制することに賛成し、圧力をかけたのは、日曜日に葬儀が集中することによる繁忙をきらった葬儀関係者（聖職者・葬儀業者）であったことは両市において共通している。埋葬委員会においては両市とも、日曜日の埋葬を禁止する方向で議論が進められたが、リヴァプールにおいてはカトリック教会が、ダービーにおいては市の労働者の大半が加盟していた友愛協会が、貧困層が日曜埋葬に固執する理由を説明して擁護し、規制に反対をした結果、いずれの場合においても時間を限定するなどゆるやかな規制にとどまったとする。

「結論」においては、すべての共同体墓地に関する問題において、つねに宗教的、政治的、階級的立場がもちこまれ、決着への時間を要することになった理由として、埋葬が、遺体の処置という物質的な側面からも、魂の救済という霊的な側面からも、あらゆる立場の人にとって切実で、ぬきさしならない問題であったことを述べ、その切実さが逆に、対決を過度に長びかせることなく、最終的にはどのケースでも、一定の妥協のもとに、表面的な公平や対立する立場の尊重という理念を掲げながら、現実的な解決がはかられていることを指摘して結論としている。

(論文審査の結果の要旨)

本博士学位申請論文は、19世紀後半のイギリスにおける公設墓地の設置、運営、管理とそれをめぐってさまざまに生じた対立と軋轢を論じている。

公設墓地は、1850年代に制定された二つの、すなわちそれぞれ首都及び全国を対象とした二つの「埋葬法」によって、地域に設置された埋葬委員会が設置し、管理、運営をすることが認可された共同墓地である。法律では「独立して救貧業務を実施している団体」に対し設立が認められたため、教区や教区連合、市、市内の行政区（町区）など主体はさまざまで、申請者はそれらを総称して「自治体共同墓地」と呼ぶ。埋葬法は、伝統的な埋葬地であった教会墓地への死体の埋葬を禁じたため、多くの墓地で埋葬が停止され、必要にせまられて19世紀後半には、きわめて多数の自治体墓地が設置された。この普及の程度と、住民の日常生活との距離の近さを考えれば、これまで19世紀のイギリスの墓地を論じた研究の中でとりあげられることがあまりに少なかったといえる。19世紀における人間の死と生とについて考えるとき、自治体共同墓地をめぐる諸問題の解明は不可欠であると申請者は指摘しており、それを実践したことにまずこの論文の価値が認められるだろう。

墓地の建設やそのデザインに関する記事を掲載することが多かった同時代の雑誌 *The Builder* を資料に、全国における自治体墓地の設置の状況と、とりわけ墓地レイアウトやチャペルの形状のもつ意味に関して、全体的な解明を行なった第1章を除き、第2章から最終章にあたる第6章までは、すべてイングランドの各地方都市における事例研究である。各章は、聖別地と非聖別地の面積の配分、埋葬委員会の委員の選出、遺体の収容力の限界が予想された墓地における対応措置、日曜日の埋葬の規制など、それぞれに主題を有しているが、すべての章において共通するのは、宗教、政治、階級などの異なった立場の利害が、墓地の問題に反映されあらゆる形の対立が発生していることである。住民・納税者によって選出されて任命される委員が埋葬委員会を構成するため、埋葬委員会の会合は、つねに利害の対立の場となり、さまざまな決定にいたる過程は往々にして紛糾し、曲折する。申請者はすべての章において、それぞれの都市における地元新聞の埋葬委員会および共同墓地に関する記事を精査して、この曲折をたんねんに再構成している。

このローカルな資料への徹底的な依存こそが、本研究を最もよく特徴づけるものであるといえよう。本論文で使用された *Derby Mercury*、*Liverpool Mercury*、*Sheffield & Rotherham Independents* などの、19世紀の地方新聞は、近年オンラインで閲覧することが可能になった。このようなデジタル資料を活用することによって、徹底した資料の収集と精査が比較的容易になった。このような変化を最大限に活用し、地方における複雑な人間関係や発言のニュアンスまで含めて、分析の対象とすることが可能になった。その意味では、本論文は、デジタル資料の時代の新しい方向をいち早く提示したものと言いうる。さらに、上にも述べた各章の明確な独立した主題、たとえば聖別地、非聖別地の面積配分に平等を志向する傾向があることや、埋葬委員会の委員選出において複数票投票の方式が採用されたことなど、膨大な一次資料を分析するなかで初めて発見することが可能なものであった。

とりわけ、日曜日における埋葬執行の規制問題は、申請者の調査では、本論文でとりあげられた2市だけでなく、イギリスの各地で同様の問題の発生が確認できるという。墓地の管理・運営という側面に限られず、都市衛生、秩序・治安の維持、宗教的対立、労働規律といった社会史上のさまざまなトピックに広がりをもつこの問題が、これまで歴史研究において看過されてきたのは、これが主要な新聞、評論誌などのメディアにとりあげられることが少なく、全国的な議論の対象となることがなかったか

らだと考えられる。複数の地方史料に同時にあたりながら、問題を発見し、比較しつつ議論を展開することなど、これまでわが国の外国史研究が、なかなかしえなかったことであり、高く評価しうる。

一方、新聞という、日日、積み重ねられていく情報に、依拠することが多いあまりに、クロノジカルな記述に終始している点は、その弊害であったということがいえよう。共同墓地をめぐる、埋葬委員会内外で白熱する議論は、さまざまな利害を代表して、中間的・一時的な決着からまた次の動揺へと、曲折をくりかえしながら錯綜した過程をたどる。このような経緯を、逐次的にたどることで、本論文の記述自体も錯雑とした印象をつよくあたえる。すでにその時代を通り抜け、ふりかえって問題の所在を確かめることが可能であるという現在の研究者の有利な立場を生かし、問題を整理しつつ、論証の目的を明確にしながら記述をすることができなかったのが惜しまれるところである。

とはいえ、本論文は、あらゆる立場の人が直面することになる、死亡した家族の死体の処理という、現実的で即物的な側面と魂の救済という霊的な側面のどちらいにおいても切実であらざるを得ず、そのためにさまざま対立的な議論や見解が衝突することになる問題を摘出して精しく論じた、きわめてユニークな論考であることは間違いない。激しく対立しあいながらも、いずれのケースにおいても、最終的な決着は、利害を調整しながら、公平さや、対立する立場の尊重という理念を掲げた、現実的な措置におさまっている。委員の選任をめぐる宗派的な立場から激しく運動が展開されたケースでさえ、その後の埋葬委員会の運営がかならずしも、一方の宗派の意向にそって偏向していたわけではないことを申請者は指摘している。これもまた、墓地の運営というものがすべての人にとって、過度に長く対立を放置しえない切実な問題であったからであろうが、同時に、最も重要な問題においてこそ、「妥協 (compromise)」に基づいて確実に現実的な道を選択する英国的な政治手法をよく反映している。そのことを本論文は見事に例証しているといえる。

以上のことから、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また平成24年7月20日、論文内容とそれに関連した事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降